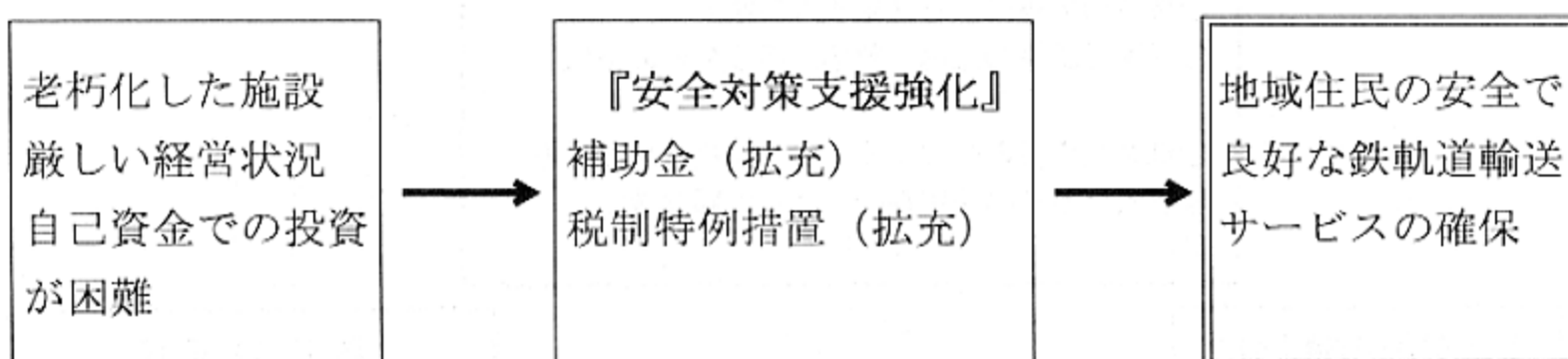


(8) 鉄道軌道近代化設備整備費補助により取得した資産に係る課税標準の特例措置の拡充

厳しい経営状況にある地方中小鉄道について、安全性向上設備に対する投資を促進することにより、地域住民が安心して利用できる低廉で良好な鉄道輸送サービスを実現するため、鉄道軌道近代化設備整備費補助により取得した資産に係る課税標準の特例措置を拡充する。

○固定資産税：現行 課税標準5年間 $1/2$

拡充 課税標準5年間 $1/4$



【参考】近代化設備整備費補助金（近代化補助）の概要

(1) 補助対象事業者及び補助対象経費

当該路線で経常損失を生じており、かつ、全事業で経常損失を生じている事業者又は固定資産経常利益率5%以下の事業者に対し、安全性向上関連設備等の近代化設備の整備に要した費用を補助する。

(2) 補助率

国： $1/5$ 、地方： $1/5$

(3) 平成14年度近代化補助拡充要求の内容

① A T S 重点整備緊急プラン

地方中小鉄道のA T S（自動列車停止装置）未設置路線に短期間で集中的にA T Sを設置。

・期間：平成14年度～18年度（5年間）

・補助率：国 $2/5$ 、地方 $2/5$

② 施設等安全性緊急評価・対策事業の導入

地方中小鉄道の施設及び車両の現状を安全性の観点から評価し、必要な安全対策を講じる。

・期間：平成14年度～18年度（5年間）

・補助率：国 $2/5$ 、地方 $2/5$

③ 補助金下限額の引き下げ（1,000万円 ⇒ 200万円）